

米子市万能町駐車場

米子駅前地下駐車場

米子駅前地下駐輪場

指定管理者 募集要項

平成28年7月8日

米子市

地方公共団体が設置する公の施設の管理においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができる。これを指定管理者制度という。

米子市では、米子市駐車場条例（平成17年米子市条例第146号。以下「駐車場条例」という。）に基づき設置された米子市万能町駐車場並びに道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき設置された米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集する。

【参考】地方自治法第244条の2第3項の規定

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

1 施設の概要

(1) 米子市万能町駐車場

ア 名称	米子市万能町駐車場（以下「万能町駐車場」という。）
イ 所在地	米子市万能町87番地
ウ 構造	管理棟 木造平屋建 2棟 28.35平方メートル 車庫 鉄骨造平屋建 9棟 1,006平方メートル
エ 総面積	3,428.71平方メートル
オ 供用開始	昭和63年4月1日（県営駐車場としては昭和46年度）
カ 収容台数	自動車 116台 ※別添(1)の「米子市万能町駐車場平面図」参照
キ 施設の運営状況（平成27年度）の概要	(イ) 利用台数 普通駐車 23,221台 定期駐車 1,072台 (ロ) 使用料収入額 20,670千円 (ハ) 管理運営費（建物損害保険料等市が直接支出したものを除く。） 2,576千円 ※別添(3)の「平成27年度米子市万能町駐車場運営状況」参照

(2) 米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場

ア 名称	米子駅前地下駐車場（以下「地下駐車場」という。） 米子駅前地下駐輪場（以下「地下駐輪場」という。）
イ 所在地	米子市弥生町2番地

ウ 構造	鉄筋コンクリート造 地下2階2層 機械式（一部自走式） ※別添(4)の「米子駅前地下駐車場・駐輪場施設内訳」参照
エ 総面積	9,350.78平方メートル
オ 供用開始	地下駐車場 平成8年4月22日 地下駐輪場 平成8年6月11日
カ 収容台数	地下駐車場 自動車 200台 ※ただし、機械式駐車設備の老朽化により、機械式駐車区画の一部の供用を停止しているため、現時点における実質の収容台数は、95台である。 地下駐輪場 自転車 1,000台 (自転車 980台、原動機付自転車 20台) ※別添(1)の「米子駅前地下駐車場・駐輪場平面図」参照
キ 施設の運営状況（平成27年度）の概要	(ア) 利用台数 地下駐車場 普通駐車 143,188台 定期駐車 360台 地下駐輪場 一時駐輪 12,730台 定期駐輪 1,277台 (イ) 駐車料金（保管料金）収入額 地下駐車場 31,313千円 地下駐輪場 7,891千円 (ウ) 管理運営費（建物損害保険料等市が直接支出したものを除く。） 地下駐車場 36,375千円 地下駐輪場 13,446千円 ※別添(3)の「平成27年度米子駅前地下駐車場運営状況」及び「平成27年度米子駅前地下駐輪場運営状況」参照

## 2 指定管理者が行う業務

### (1) 法令等の遵守

指定管理者は、万能町駐車場、地下駐車場及び地下駐輪場（以下「指定管理対象施設」という。）の管理業務の処理に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- ア 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- イ 道路法
- ウ 地方自治法

- エ 駐車場条例及び米子市駐車場条例施行規則（平成17年米子市規則第113号）
- オ 米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例（平成17年米子市条例第147号。以下「駐車料金徴収条例」という。）及び米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例施行規則（平成17年米子市規則第114号）
- カ 米子駅前地下駐輪場管理条例（平成17年米子市条例第148号。以下「駐輪場条例」という。）及び米子駅前地下駐輪場管理条例施行規則（平成17年米子市規則第115号）
- キ 米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の利用に関する標識の設置に関する条例（平成24年米子市条例第29号）
- ク 米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号。以下「手続条例」という。）及び米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則（平成17年米子市規則第18号。以下「手続規則」という。）
- ケ 米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号）
- コ 米子市行政手続条例（平成17年米子市条例第25号）
- サ 米子市暴力団排除条例（平成23年米子市条例第21号）
- シ その他管理業務に適用される法令等

## (2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 指定管理対象施設の運営に関すること。
- イ 指定管理対象施設の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
  - (ア) 施設等の保守点検、補修及び清掃
  - (イ) 施設等の警備
  - (ウ) 自動車及び自転車（原動機付自転車を含む。）の整理及び機械の操作
  - (エ) 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金及び下水道使用料）の支払
- ウ 指定管理対象施設の施設等の利用に関すること。
  - (ア) 駐車券及び駐輪券の交付
  - (イ) 各種申請書及び届出書の受付
  - (ウ) 利用者の応接
- エ 指定管理対象施設の利用の促進に関すること。
- オ その他管理業務のうち、次に掲げるもの
  - (ア) 管理業務の処理に必要な体制の整備
  - (イ) 情報の公開及び個人情報（米子市個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する措置

- (ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
- (エ) 事業報告書の作成及び提出
- (オ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出
- (カ) 指定管理対象施設の施設等のモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出
- (キ) 市が指示する書類、資料等の作成及び提出
- (ク) その他管理業務に係る庶務、経理等の事務

### (3) 管理の基準

指定管理者は、次により、管理業務を適切に行うものとする。

#### ア 基本方針

- (7) 指定管理者は、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければならない。
- (イ) 指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としての指定管理対象施設の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、指定管理対象施設の施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、指定管理対象施設の利用の促進を図るため、積極的な広報活動を実施しなければならない。

#### イ 基本的事項

- (7) 万能町駐車場の供用時間並びに地下駐車場及び地下駐輪場の入出場時間は、それぞれ、原則として、駐車場条例第6条、駐車料金徴収条例第5条及び駐輪場条例第5条に規定するところによらなければならない。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、これらを変更することができる。
- (イ) 指定管理者は、駐車場条例及び駐輪場条例に基づき、公平かつ公正に使用許可及び駐輪の許可を行わなければならない。なお、駐車場条例第9条各号（駐車場条例第24条の規定により適用される場合を含む。）のいずれか及び駐輪場条例第7条各号のいずれかに該当する場合は、使用許可及び駐輪の許可を行ってはならない。
- (ウ) 指定管理者は、駐車場条例第11条各号（駐車場条例第24条の規定により適用される場合を含む。）のいずれかに該当する場合は、使用者又は代行者に対し、使用許可を取り消し、万能町駐車場若しくは地下駐車場（以下「駐車場」と総称する。）の使用を制限し、若しくは停止し、駐車場への入場を拒否し、又は駐車場からの退場を命ずることができる。
- (エ) 指定管理者は、駐輪場条例第8条各号のいずれかに該当する場合は、利用者

対し、駐輪の許可を取り消し、又は自転車等を地下駐輪場に入場させることを拒み、若しくは地下駐輪場から出場させることを命ずることができる。

(ウ) 万能町駐車場の使用料及び回数駐車券の代金、地下駐車場の駐車料金及び回数券の代金並びに地下駐輪場の保管料金及び回数駐輪券の代金（以下「使用料」と総称する。）は、それぞれ、駐車場条例別表第1及び別表第2、駐車料金徴収条例別表第1及び別表第2並びに駐輪場条例別表第1及び別表第2に規定するところによるものとする。

万能町駐車場

駐車の種類		駐車時間	単位	使用料の額
普通駐車	昼間駐車	午前8時から 午後9時まで	1時間まで	210円
			1時間を超える時間 1時間につき	160円
	夜間駐車	午後9時から 翌日の午前8時まで	1時間につき	100円
定期駐車		午前零時から 午後12時まで	1か月につき	8,640円

※一の夜間駐車場の駐車時間における使用料は、420円を限度とする。

回数券の種類	額面金額	発行の単位	代金
単位回数券	210円	1組11枚	2,100円

地下駐車場

駐車の種類		駐車時間	単位	駐車料金の額
普通駐車	昼間駐車	午前8時から 午後6時まで	30分につき	100円。ただし、入場から30分以内は、無料
	夜間駐車	午前5時から 午前8時まで	1時間につき	
		午後6時から 午後12時まで		
		午前零時から 午前5時まで		無料
定期駐車		午前零時から 午後12時まで	1か月につき	12,960円 (特定区画については、10,800円)
		午後4時から翌日の 午前10時まで		8,640円

※普通駐車に係る駐車料金は、自動車を地下駐車場に入場させた時刻から24時

間までの時間及び以後の24時間ごとに、1,540円を限度とする。

回数券の種類	額面金額	発行の単位	代金
定額回数券	3,300円	1枚	3,000円
	5,500円	1枚	5,000円
	11,000円	1枚	10,000円
単位回数券	100円	1組11枚	1,000円

地下駐輪場

種別	駐輪の種類	単位	保管料金の額	
自転車	一時駐輪	入出場1回につき		100円。ただし、入場から30分以内は、無料
		1か月につき	一般	2,060円
			一般(平日昼間)	1,720円
	学生		1,570円	
	3か月につき	一般	5,560円	
		一般(平日昼間)	4,670円	
		学生	4,260円	
	6か月につき	一般	8,640円	
		一般(平日昼間)	7,260円	
		学生	6,620円	
原動機付自転車	一時駐輪	入出場1回につき		160円
	定期駐輪	1か月につき		2,410円

※一時駐輪の期間が2日以上にわたる場合は、入場の日から出場の日までの日数を入出場の回数とする。

回数券の種類	額面金額	発行の単位	代金
単位回数券	100円	1組11枚綴り	1,000円

- (カ) 指定管理者は、使用料の徴収を、別に市と締結する契約に基づき適切に行わなければならない。この場合において、指定管理者は、使用料をその収入として收受することはできない。
- (キ) 指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。
- (ク) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(ケ) 指定管理者は、指定管理対象施設の運営に係る企画を実施する場合は、あらかじめ、その内容を市と協議しなければならない。

#### ウ 管理業務の処理体制に関する事項

(7) 指定管理者は、管理業務に従事する職員（以下単に「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。なお、指定管理対象施設には、職員のうちから、統括責任者1人を、これを補佐する者1人を置くものとする。

(イ) 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員に異動を生じた場合も、同様とする。

(ロ) 指定管理者は、職員に対し、管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。

(ハ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を市長に報告し、その処理方法について市長と協議しなければならない。

(ニ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。

(ホ) 指定管理者及び職員は、管理業務の処理において知ることができた市の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

#### エ その他の事項

(7) 市は、指定管理対象施設の施設等及び指定管理対象施設に備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を、指定管理者に無償で使用させる。なお、指定管理者は、指定管理対象施設にその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、市長に報告しなければならない。

(イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかなければならない。

(ロ) 指定管理者は、手続条例第11条及び手続規則第6条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(ハ) 指定管理者は、手続規則第7条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、市長に提出しなければならない。

(ニ) 指定管理者は、管理業務の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた一部の業務（清掃、警備等）については、この限りでない。

(ホ) 指定管理者は、指定管理対象施設の施設等のモニタリングに関して、市長の指示

に基づき、確認の作業を行い、及び資料等を作成し、これを市長に提出しなければならない。

### 3 市が直接行う業務

次に掲げる業務については、市が直接行うものとする。

- (1) 指定管理対象施設の目的外使用の許可その他の市長に専属する権限に基づく事務に関すること。
- (2) 市が主催する事業の企画及び実施に関すること。

### 4 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者とが協議し、双方で締結する協定において定める。

### 5 市と指定管理者との責任の分担

次の表の左欄に掲げる事項に係る市と指定管理者との責任の区分は、同表の右欄に定めるとおりとする。

事 項		責任の区分
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者とが協議して定める。
利用者（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者とが協議して定める。
施設等の修繕	施設等の大規模な修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。）	市
	上記以外のもの	指定管理者
施設等に係る火災保険及び災害保険への加入		市
利用者に係る損害賠償保険（指定管理者を被保険者とみなす取扱いがあるものに限る。）への加入		市（なお、左記に該当しない損害賠償保険については、市は加入しない。）

## 6 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。なお、当該期間の満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募による。

## 7 その他の条件

- (1) 指定管理者は、管理業務を行うため新たに職員を雇用する場合にあっては、現に管理業務を行っている星光ビル管理株式会社の職員の採用及び労働条件の維持に配慮するよう努めなければならない。
- (2) 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、市及び星光ビル管理株式会社から事務引継ぎを受けなければならない。
- (3) 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、指定管理対象施設の施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。
- (4) 地下駐車場は、指定の期間内に改修工事を実施する予定である。当該改修工事の期間中は、地下駐車場の供用を一時的に休止することが見込まれ、また、当該改修工事後は、地下駐車場の収容台数、施設設備等が現状から大幅に変更されることが見込まれる。したがって、当該供用を休止する期間（以下「供用休止期間」という。）が属する年度以降の管理業務の内容及び収支予算については、当該改修工事を実施する時期及び当該改修工事の内容の詳細が決定した後、指定管理者が提出した事業計画書及び収支予算書を基に、供用休止期間の日数及び当該改修工事後の地下駐車場の施設設備の状況等を勘案して、市と指定管理者とが協議して定めるものとする。なお、当該収支予算の算定に当たっては、管理業務の処理に直接必要な経費を基に算定することとし、供用休止期間においては、当該供用休止期間の終了後における地下駐車場の管理に必要な人員を確保しておくための人件費等は、含めないこととする。

### 地下駐車場の改修工事の概要（予定）

- ① 主な工事内容 機械式駐車設備を撤去し、全面を自走式駐車区画にする。
- ② 工事実施時期 未定
- ③ 工事期間（供用休止期間） 8か月程度の見込み
- ④ 改修後の収容台数 自動車 102台

※別添(2)の「米子駅前地下駐車場・駐輪場改修後平面図（予定）」参照

## 8 応募資格等

### (1) 応募資格

指定管理対象施設の指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）でなければならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該

当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

ウ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(エ) 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(オ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。（カ）において同じ。）

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

## (2) 複数の法人等による応募

指定管理対象施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができないこと。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできないこと。

## 9 応募の方法

指定管理対象施設の指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出しなければならない。

### (1) 応募書類の受付期間

平成28年7月15日（金）から同年8月17日（水）まで

### (2) 応募書類の提出方法等

- ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵便若しくは信書便によること。なお、郵便又は信書便による提出にあつては、平成28年8月17日（水）午後5時必着とする。
- イ 応募書類の提出先は、米子市建設部建設企画課（所在地等は、第14項参照）とする。

(3) 応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。なお、グループによる応募の場合にあつては、エからキまでに掲げる応募書類は、各構成団体について提出すること。

ア 指定申請書（別添(5)）

イ 事業計画書（自主事業計画書を除く。別添(6)）

ウ 収支予算書（別添(7)）（収支予算書の収入及び支出の項目については、可能な限り市の作成した過去の決算書の項目に倣い、経費ごとに比較しやすいように作成すること。）

エ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）

オ 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録

カ 収支計算書及び正味財産増減計算書（公益法人会計を導入している団体に限る。）

キ 指定管理者の指定についての欠格条項に該当しないことを説明した書類（別添(8)の「申立書」によること。）

ク 指定管理業務等管理実績一覧表（別添(9)の様式によること。）

ケ 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表（別添(10)の様式によること。）

コ グループによる応募の場合にあつては、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類（別添(11)の「グループ構成団体一覧表」によること。）

サ 役員等調書兼照会承諾書（別添(12)の様式によること。）

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本5部（そのうち1部は製本をしないもの）を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。

(5) 説明会の開催

指定管理対象施設の施設等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、次により説明会を開催する。

ア 日 時 平成28年7月13日（水） 午後1時30分から

イ 場 所 米子市弥生町2番地 米子駅前地下駐車場

ウ 申込方法 平成28年7月12日（火）までに、電話、ファクシミリ又は電子メールにより、米子市建設部建設企画課（電話番号等は、第14項参照）に申し込むこと。その際、法人等の名称、代表者及び参加希望者名を明示すること。

(6) 応募に当たっての留意事項

ア 事業計画書の作成に当たっては、「施設の管理業務に係る職員体制」の項中「1管理体制（組織図・職員数）」の欄に、地下駐車場の改修工事前、改修工事中及び改修工事後における指定管理対象施設の管理体制をそれぞれ記載するものとする。なお、改修工事中における管理体制については、地下駐車場に係る管理業務は行わないものと仮定して記載するものとする。

イ 収支予算書の作成に当たっては、地下駐車場の改修工事前、改修工事中及び改修工事後における収支予算を記載すること。なお、記載に当たっての留意事項は次のとおりとする。

⑴ 改修工事を実施時期する時期が定まっていないため、改修工事前、改修工事中及び改修工事後のそれぞれの期間は、次に掲げるところによるものとして作成すること。

① 改修工事前 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

② 改修工事中 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

③ 改修工事後 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

⑵ 改修工事中の収支予算については、地下駐車場に係る管理業務は行わないものと仮定して算定すること。

⑶ 改修工事後の収支予算における光熱水費については、改修工事後における照明設備の設置の状況等により変動するため、改修工事前の光熱水費の額と同額であると仮定して算定すること。

ウ ア及びイにより作成された事業計画書及び収支予算書は、仮に定めた条件に基づくものであることから、供用休止期間が属する年度以降の管理業務の内容及び収支予算については、地下駐車場の改修工事を実施する時期及び当該改修工事の内容の詳細が決定した後、指定管理者が提出した事業計画書及び収支予算書を基に、供用休止期間の日数及び当該改修工事後の地下駐車場の施設設備の状況等を勘案して、市と指定管理者とが協議して定めるものとする。

エ 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。

オ 応募書類及び追加資料は、返却しない。

カ 応募書類及び追加資料は、米子市情報公開条例に基づき、公開することがある。

キ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差し替えは、原則として認めない。

ク 応募書類及び追加資料の作成及び提出に要する費用は、全て応募する法人等の負担とする。

ケ 応募書類に記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

## 10 指定管理者の候補者の選定

### (1) 選定方法

市長は、応募があった法人等のうちから、指定管理者の候補者（以下単に「候補者」という。）を選定する。なお、候補者の選定に当たっては、あらかじめ、学識経験者等の委員で構成する米子市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴く。

### (2) 選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、当該選定基準の詳細は、別添(2)の「指定管理者候補者選定基準」のとおりとする。

ア 事業計画書による指定管理対象施設の運営が、指定管理対象施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。

イ 事業計画書の内容が、指定管理対象施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、指定管理対象施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。

ウ 当該応募した法人等が、事業計画書に沿った指定管理対象施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。

### (3) 審査方法等

選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、書類審査によるものとする。なお、応募書類の内容については、面接により聴取りを行う。

### (4) 候補者の決定

市長は、候補者を決定した場合は、その結果を応募した法人等の全てに書面で通知するとともに、公表する。なお、候補者の決定に当たっては、市との交渉権を有する複数の法人等を順位を付して定め、第1順位の交渉権を有する法人等から順に指定の条件等の詳細を協議し、協議が調ったものを当該候補者に決定する場合がある。

## 11 指定管理者の指定の議決

指定管理者の指定は、候補者を指定管理対象施設の指定管理者とする旨の議案を平成28年12月に開催される予定の米子市議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。

その際、当該議案の審査のため、候補者に係る市の審査結果に関する資料等を、米子市議会に提出する。

## 12 協定の内容等に係る協議

市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者に指定管理対象施設の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、前項の議決後において、速やかに行うものとする。

## 13 別添書類の一覧

- (1) 米子市万能町駐車場平面図及び米子駅前地下駐車場・駐輪場平面図
- (2) 米子駅前地下駐車場・駐輪場改修後平面図（予定）
- (3) 平成27年度米子市万能町駐車場運営状況、平成27年度米子駅前地下駐車場運営状況及び平成27年度米子駅前地下駐輪場運営状況
- (4) 米子駅前地下駐車場・駐輪場施設内訳
- (5) 指定申請書の様式
- (6) 事業計画書の様式
- (7) 収支予算書の様式
- (8) 申立書の様式
- (9) 指定管理業務等管理実績一覧表の様式
- (10) 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表の様式
- (11) グループ構成団体一覧表の様式
- (12) 役員等調書兼照会承諾書の様式
- (13) 指定管理者候補者選定基準
- (14) 基本協定書【例】及び年度協定書【例】
- (15) モニタリング基本方針

#### 14 問合せ先及び応募書類の提出先

米子市建設部建設企画課総務係

[所在地] 〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

[電話番号] 0859-23-5529

[ファクシミリ] 0859-23-5396

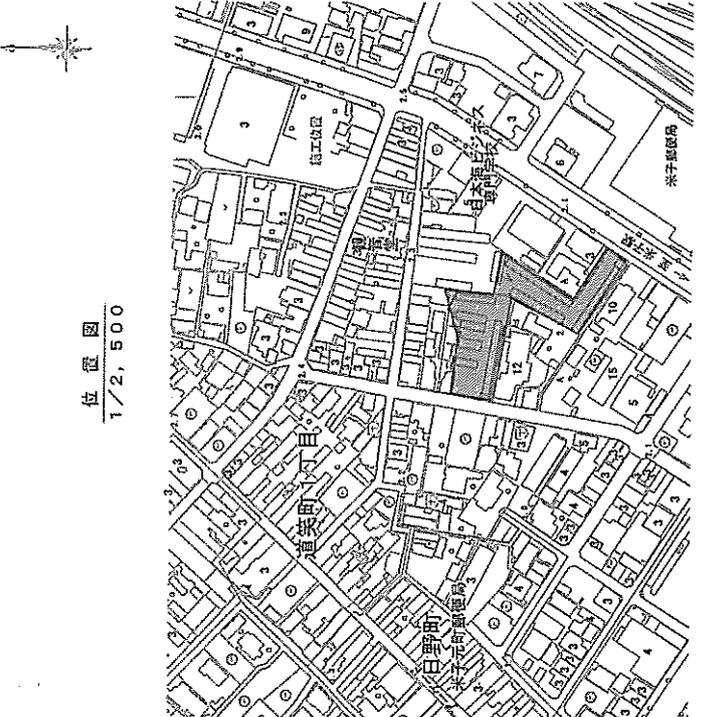
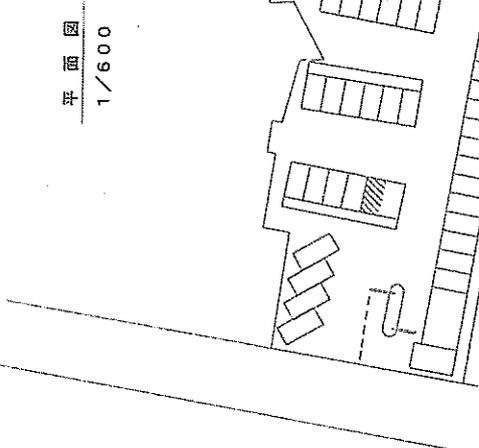
[電子メールアドレス] kensetsukikaku@city.yonago.lg.jp

#### 15 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式（PDF版）は、本市のホームページからダウンロードすることができる。

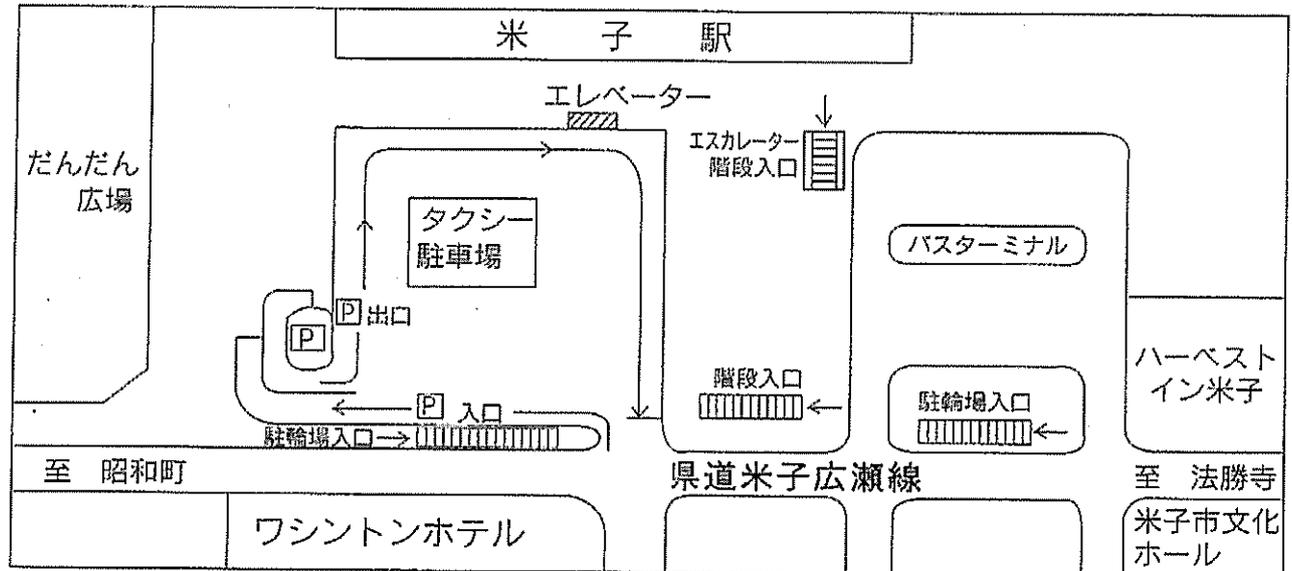
[ホームページURL] <http://www.city.yonago.lg.jp/1135.htm>

米子市万能町駐車場 平面図

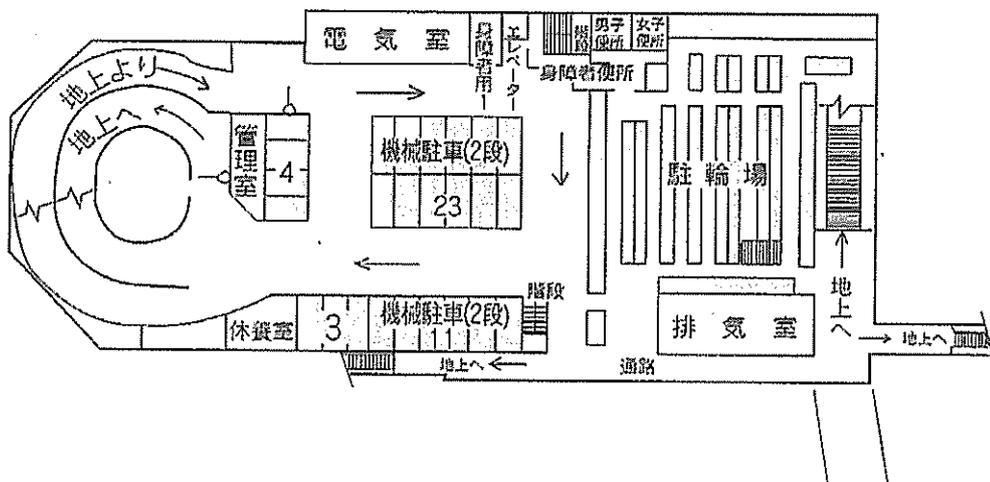


米子駅前地下駐車場・駐輪場 平面図

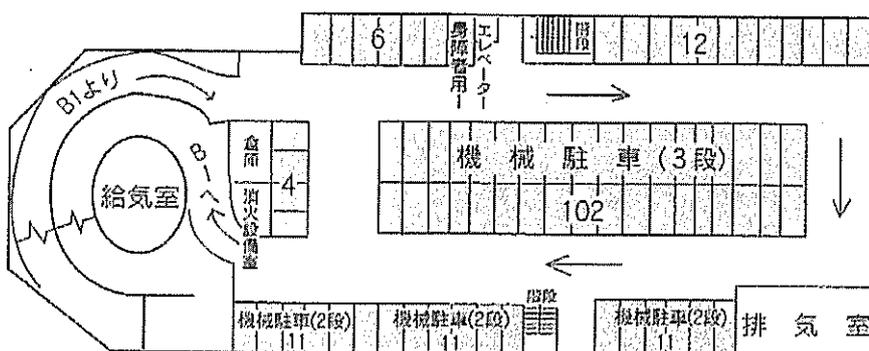
位置図



平面図 地下1階

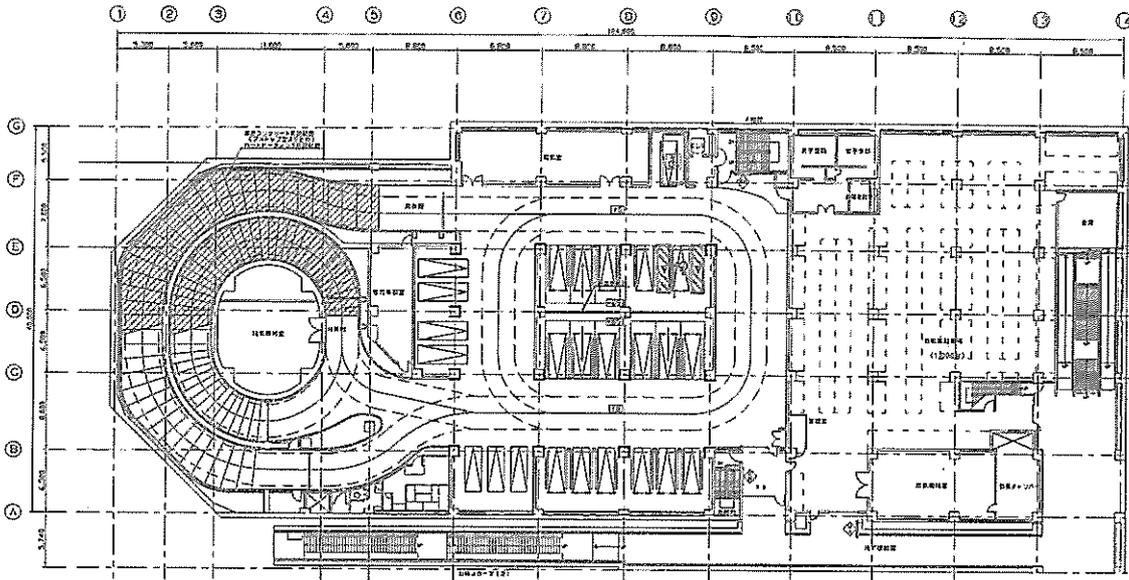


平面図 地下2階

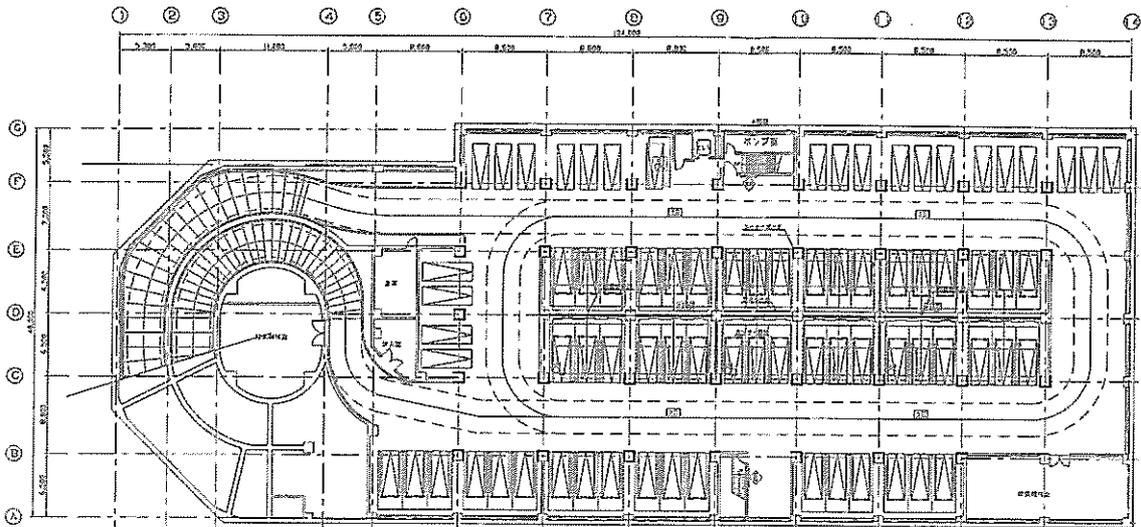


米子駅前地下駐車場・駐輪場改修後平面図（予定）

地下1階 収容台数25台



地下2階 収容台数77台



平成27年度米子市万能町駐車場運営状況

1 施設等の利用状況

利用台数 (台)		使用料収入額 (円) (回数券の販売収入を含む。)
普通駐車	定期駐車 (年間)	
23,221	1,072	20,669,720

2 管理体制及び職員の配置状況

(1) 管理体制

米子市万能町駐車場の管理業務は、地方自治法に基づく指定管理者制度により、星光ビル管理株式会社を指定管理者に指定して処理した。

(2) 職員の配置状況 (平成28年3月31日現在)

米子市万能町駐車場の現場管理に従事した星光ビル管理株式会社の職員の配置状況は、次のとおりである。

営業時間 24時間

総括責任者 (1人) ——— 総括責任者補佐 (1人) ——— 巡回点検者 (15人)  
(午前、午後1日2回)

※総括責任者は、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の統括責任者を兼任している。また、総括責任者補佐は米子駅前地下駐車場の統括責任者補佐を、巡回点検者は米子駅前地下駐車場の管理職員を、それぞれ兼任している。

3 収入及び支出に係る決算の状況

米子市万能町駐車場の管理業務の収入及び支出に係る決算の状況は、次のとおりである。

(1) 収入の部

科目	決算額 (円)	備考
市費 (指定管理料)	2,575,840	
収入額の合計	2,575,840	

(2) 支出の部

科目	決算額 (円)	備考
人件費	1,792,000	
委託費	231,000	
(内訳) 夜間警備費	231,000	

運営費	552,840	
(内訳) 光熱水費	88,000	
消耗品費	294,040	
印刷費	26,000	
修繕費	84,800	
通信費	60,000	
支出額の合計	2,575,840	

(注) 上記支出額は、星光ビル管理株式会社が支払ったもののみを記載しており、建物損害保険料等市が直接支出したものは含んでいない。

平成27年度米子駅前地下駐車場運営状況

1 施設等の利用状況

利用台数 (台)		駐車料金収入額 (円) (回数券の販売収入を含む。)
普通駐車	定期駐車 (年間)	
143,188	360	31,312,600

2 管理体制及び職員の配置状況

(1) 管理体制

米子駅前地下駐車場の管理業務は、地方自治法に基づく指定管理者制度により、星光ビル管理株式会社を指定管理者に指定して処理した。

(2) 職員の配置状況 (平成28年3月31日現在)

米子駅前地下駐車場の現場管理に従事した星光ビル管理株式会社の職員の配置状況は、次のとおりである。

営業時間 午前5時から午後12時まで

総括責任者 (1人) —— 総括責任者補佐 (1人) —— 管理職員 (15人)

※総括責任者は、米子市万能町駐車場及び米子駅前地下駐輪場の統括責任者を兼任している。また、総括責任者補佐は米子市万能町駐車場の統括責任者補佐を、管理職員は米子市万能町駐車場の巡回点検者を、それぞれ兼任している。

3 収入及び支出に係る決算の状況

米子駅前地下駐車場の管理業務の収入及び支出に係る決算の状況は、次のとおりである。

(1) 収入の部

科目	決算額 (円)	備考
市費 (指定管理料)	36,374,928	
収入額の合計	36,374,928	

(2) 支出の部

科目	決算額 (円)	備考
人件費	21,358,450	

委託費	5,571,408	
(内訳) 機械駐車設備保守費	2,569,408	
機械設備保守費	745,000	
消防設備保守費	852,000	
エレベーター設備保守費	741,000	
フィルター設備保守費	175,000	
パーキングシステム保守費	309,000	
夜間警備費	180,000	
運営費	9,445,070	
(内訳) 光熱水費	6,950,000	
消耗品費	1,459,000	
印刷費	60,000	
修繕費	609,070	
通信費	274,000	
保険料	40,000	
印紙代	53,000	
支出額の合計	36,374,928	

(注) 上記支出額は、星光ビル管理株式会社が支払ったもののみを記載しており、建物損害保険料等市が直接支出したものは含んでいない。

平成27年度米子駅前地下駐輪場運営状況

1 施設等の利用状況

利用台数 (台)		保管料金収入額 (円) (回数券の販売収入を含む。)
一時駐輪	定期駐輪 (年間)	
12,730	1,277	7,891,190

2 管理体制及び職員の配置状況

(1) 管理体制

米子駅前地下駐輪場の管理業務は、地方自治法に基づく指定管理者制度により、星光ビル管理株式会社を指定管理者に指定して処理した。

(2) 職員の配置状況 (平成28年3月31日現在)

米子駅前地下駐輪場の現場管理に従事した星光ビル管理株式会社の職員の配置状況は、次のとおりである。

営業時間 午前5時から午後12時まで

総括責任者 (1人) —— 総括責任者補佐 (1人) —— 管理職員 (7人)

※総括責任者は、米子市万能町駐車場及び米子駅前地下駐車場の統括責任者を兼任している。

3 収入及び支出に係る決算の状況

米子駅前地下駐輪場の管理業務の収入及び支出に係る決算の状況は、次のとおりである。

(1) 収入の部

科 目	決算額 (円)	備 考
市費 (指定管理料)	13,394,672	
飲料水自動販売機収入	51,428	
収入額の合計	13,446,100	

(2) 支出の部

科 目	決算額 (円)	備 考
人件費	8,253,600	

委託費	2,958,072	
(内訳) 機械設備保守費	185,000	
消防設備保守費	212,000	
エスカレーター設備保守費	2,476,072	
フィルター設備保守費	39,000	
夜間警備費	46,000	
運営費	2,183,000	
(内訳) 光熱水費	1,725,000	
消耗品費	282,000	
印刷費	36,000	
修繕費	75,000	
通信費	65,000	
飲料水自動販売機支出	51,428	
(内訳) 電気代	45,428	
清掃費 (外観確認含む)	6,000	
支出額の合計	13,446,100	

(注) 上記支出額は、星光ビル管理株式会社が支払ったもののみを記載しており、建物損害保険料等市が直接支出したものは含んでいない。

米子駅前地下駐車場・駐輪場施設内訳

種 別	施 設 名	構 造 ・ 規 格	数 量
1 建 物		鉄筋コンクリート造 地下2階2層 延べ面積 9,350.78㎡	
	管 理 室	駐車場・駐輪場各1か所	2か所
	休 養 室		1か所
	便 所	男子・女子、身障者各1か所	3か所
	階 段		4か所
	給 気 機 械 室		2か所
	排 気 機 械 室		2か所
	消 火 設 備 室		1か所
	電 気 室		1か所
2 昇降機設備	エレベーター	身障者対応	1基
	エスカレーター	上下各1基	2基
3 駐 車 設 備	自 走 式	ワゴン車対応、身障者2台含む	31台
	機械式2段単列	大型33台、普通34台	67台
	” 3段重列	普通	102台
	警 報 装 置	満空車表示灯	3か所
	”	出庫警報灯	1か所
4 駐 輪 設 備	自 転 車	2段ラック式	980台
	原 付 自 転 車	”	20台
5 電 気 設 備	自 家 発 電		一式
	受 電 設 備		一式
	駐 車 場 管 制 設 備		一式
	自 動 火 災 報 知 器	感知器ヘッド	328個
	テ レ ビ モ ニ タ ー		6台
	カ メ ラ		20台
	照 明 設 備		一式
6 機 械 設 備	給 ・ 排 気 設 備	機械式 デリベント循環方式	一式
	排 煙 設 備	機械式 排煙口	34か所
	消 火 設 備	泡消火ヘッド	1,205か所
	”	感知ヘッド	407か所
	”	スプリンクラーヘッド	130か所
	”	移動式粉末消火器	6か所

平成 年 月 日

## 指定申請書

米子市長 野坂康夫 様

申請者 名称  
所在地  
代表者氏名 ⑩  
連絡先（電話番号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けたいので、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第4条第1項の規定により申請します。

管理を行おうとする市の施設の名称

米子市

### ※ 添付書類

- 1 当該市の施設の管理業務に関する事業計画書及び収支予算書
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等の写し）
- 3 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 収支計算書及び正味財産増減計算書（公益法人会計を導入している団体に限る。）
- 5 条例第5条各号の規定に該当しないことを説明した書類

様式第2号（第3条関係）

（市の施設の名称）の管理業務に関する事業計画書

〔施設の管理業務に対する基本方針〕

〔指定管理者の指定を申請した理由〕

〔施設の現状に対する認識及び今後の在り方〕

〔施設の管理業務に係る職員体制〕

1 管理体制（組織図・職員数）

2 研修計画（事業に関するもの、接遇に関するもの等）

3 緊急時の対応

（1）防犯、防災に対する態勢

（2）その他の緊急事態に対する態勢

〔情報の公開を行うための措置〕

〔個人情報保護するための措置〕

[施設の運営に関する事項]

1 自主事業計画

該当なし

2 使用者・利用者に対するサービス向上策

3 使用者・利用者の要望の把握及びその実現策

4 経費節減のための方策

5 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務



平成 年 月 日

## 申 立 書

米子市長 野 坂 康 夫 様

名 称  
申立者 所 在 地  
代表者氏名

㊟

指定管理者の応募に当たり、次のとおり申し立てます。

### 記

当社（団体）は、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第5条に規定する指定管理者の指定に係る欠格条項のいずれにも該当しません。

#### （欠格条項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
  - オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。力において同じ。）
  - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

指定管理業務等管理実績一覧表（委託管理、PFI等を含め、過去5年間に行った全ての業務について記載すること。）

適正に管理を行った事例	地方公共団体から処分、警告、勧告等を受けた事例
<ul style="list-style-type: none"><li>・（地方公共団体名）</li><li>・（施設概要：施設名、指定期間、指定管理者の選定方法、施設の設置目的、主な実施事業等）</li><li>・（評価を受けた内容を具体的に記載）</li></ul>	

※地方公共団体名、施設名、評価又は処分、勧告等の内容等を記載してください。

※グループによる管理（コンソーシアム）の事例も記入してください。

※記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがあります。

社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表（障がい者雇用促進、男女共同参画推進、環境保護又は地域活性化等、過去5年間の取組等について記載すること。）

制度・取組の概要	過去5年間の実績
<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・（障がい者の雇用促進の取組）</li><li>・（男女共同参画推進の制度）</li><li>・（環境保護活動）</li><li>・（地域活性化の取組）</li></ul>	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・（障がい者雇用率）</li><li>・（育児休業の取得実績）</li><li>・（環境ボランティア活動の実績）</li><li>・（住民活動への参加実績）</li></ul>

※記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがあります。

## グループ構成団体一覧表

グループの名称		
代表となる法人等	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)

## 役員等調書兼照会承諾書

年 月 日

米 子 市 長 様

(届出者)

所 在 地

商号又は名称

職・氏名

㊞

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として、鳥取県米子警察署に照会されることを承諾します。

役職等	氏名	ふりがな	生年月日	性別

### 【注意事項】

- 役員等（当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出された氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために利用します。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場指定管理者候補者選定基準

選定基準	評定（数値は配点）				
	優	やや優れている	普通	やや劣っている	劣
1 事業計画書による施設の運営が、施設の利用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保すること。（30点）					
(1) 関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	10	7	5	2	1
(2) 特定の団体等を優遇するおそれはないか。（使用許可事務の代行又は取次ぎをさせない場合は、「普通」とする）	10	7	5	2	1
(3) 情報公開及び個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	10	7	5	2	1
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。（60点）					
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	10	7	5	2	1
(2) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。	20	14	10	4	2
(3) 利用者又は利用者に対するサービス向上策（利用促進策を含む。）は適切か。	20	14	10	4	2
(4) 利用者又は利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	10	7	5	2	1
3 事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。（50点）					
(1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	20	14	10	4	2
(2) 経費節減のための方策は適切か。	10	7	5	2	1
(3) 人件費の設定は適切か。	10	7	5	2	1
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	10	7	5	2	1
4 当該法人等が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。（80点）					
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。	20	14	10	4	2
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応（日常の安全対策を含む。））は十分なものか。	20	14	10	4	2
(3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、必要最小限の範囲か。	10	7	5	2	1
(4) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。	10	7	5	2	1
(5) 安定的なサービス提供のために、職員の継続雇用及び労働条件を維持する意思があるか。	10	7	5	2	1
(6) 障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか。	10	7	5	2	1
総合評定（220点）					